

令和2年度河北町交通事業者等支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下で営業を継続している交通事業者等（タクシー事業者、貸切バス事業者及び運転代行業者）の法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）に対し、支援金を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付対象者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）による自動車運転代行業の認定（以下「許可等」という。）を受け、町内に本店事業所を有する事業者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) タクシー事業者
- (2) 貸切バス運行事業者
- (3) 自動車運転代行業者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、スクールバス、路線バス等町からの委託業務に係る車両は除くものとする。

- (1) タクシー 保有車両1台当たり50,000円
- (2) バス（中型以下も含む） 保有車両1台当たり80,000円
- (3) 運転代行業随伴車 保有車両1台当たり30,000円

(交付申請)

第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和2年10月31日までに、令和2年度河北町交通事業者等支援金交付申請書兼交付決定通知書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 許可等の写し
- (2) 保有車両を確認できる写真
- (3) 保有車両を確認できる車検証の写し
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約事項（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定等)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、交付の決定及び額の確定を兼ねて申請書により申請者に通知するものとする。

2 支援金は、申請書に記載のある金融機関口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者（以下、「交付事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反する行為があったとき。
- (3) その他町長が支援金の交付決定を取消すべき事由があると認めるとき。

(支援金の返還)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を取消されたときは、交付事業者は、町長の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。